

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この協定による業務の履行により直接又は間接に知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第4条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理)

第5条 乙は、業務を処理するため収集し、若しくは作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、毀損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲から業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。

4 乙は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

5 乙は、個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより、管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存し、又は持ち出すときは、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を採らなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管するとき、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還、廃棄又は消去)

第9条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し、若しくは収集した個人情報について、業務完了時に、甲の指示に基づいて返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

2 乙は、個人情報を廃棄するときには、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された個人情報を消去するときには、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日)が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(従事者への周知)

第10条 乙は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び宇土市個人情報保護条例(平成15年条例第1号)第44条、第45条又は第46条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(漏えい等事故発生時の受託者の責任と対応)

第11条 乙は、業務の処理に関して個人情報の漏えい等があったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。業務が完了し、又は協定を解除された後においても、同様とする。

2 乙は、前項の漏えい等があったときには、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り、当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(実地調査)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第13条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさないときは、業務の全部又は一部を解除

することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による協定の解除により損害を被ったときにおいても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被ったときには、甲にその損害を賠償しなければならない。業務が完了し、又は協定を解除された後においても、同様とする。